

卒業予定期を超えて在学している者に係る第二種奨学金の申請について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者は、第二種奨学金に申請することができます。この制度に申請を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

1. 対象者

第二種奨学生の大学生および大学院生のうち、最高学年に属する者

2. 申請要件

以下の①～④の要件を全て満たす者が対象です。

①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者

②第二種奨学金の貸与を受けていない者

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することになった者

・新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由で卒業予定期を超えて在学する者は対象外です。

・新たな卒業予定期が2023年3月以前の者が対象です。

※2022年9月卒業予定が、新たな卒業予定期として2023年9月以前となった者も申請できます。

④卒業予定期を超えて在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

3. 貸与期間

貸与始期 2022年10月～2023年3月より希望月を選択

貸与終期 原則として卒業予定期

※当該休学期間における貸与期間は最大1年間です。

※貸与中に奨学金が不要となった場合は辞退が可能です。

4. 貸与金額

2万円～12万円までの間の1万円単位で金額を選択できます。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は申し込めません。

5. 申請方法

通常の定期（新規）採用に準じます。

「【学生用】インターネット（スカラネット）入力に関する補足」もあわせて確認してください。